

社会福祉法人サワリ
役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サワリ（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、一般法人法第89条及び第105条及び第196条に定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬)

第3条 役員等は無報酬とする。

2 理事長に対しては、第1項は適用せず月額上限60万円として支払うことができる。その金額については前年度の理事長職務の執行状況を考慮し別表の俸給表に従い、年度初めに理事会が提案し、定時評議員会で承認するものとする。

3 業務執行理事は、施設、本部事務局の職を兼務する者とし第1項は適用せず月額報酬を上限5万円として支払うことができる。その金額については前年度の業務執行理事職務の執行状況を考慮し、年度初めに理事会が提案し定時評議員会で承認するものとする。

(費用)

第4条 役員等が、評議員会、理事会及び監査会に出席するにあたって負担した費用については、支払うものとする。

2 役員等には、前項で規定する会議以外に、出張に要する旅費（宿泊費含む）を職員の旅費規程に準じて支給することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

別表 理事長報酬俸給表

号棒	1	2	3	4	5	6	7	8	9
報酬額(円)	339,900	355,200	370,500	385,800	401,100	416,400	431,700	447,000	462,300
号棒	10	11	12	13	14	15	16	17	18
報酬額(円)	477,600	492,900	508,200	523,500	538,800	554,100	569,400	584,700	600,000